

令和6年5月1日
財務部財政課

平戸市建設工事成績評定要領の運用について

平戸市建設工事成績評定要領（令和3年4月1日告示第53号）第2条に規定する「評定の対象」及び第6条に規定する「評定の方法」について、次のように取り扱うこととする。

1 評定の対象

同要領第2条に規定する評定の対象工事について、解体工事を除外する。

2 評定の方法

同要領第6条第2項に規定する評定の方法について、「（解体工事含む。）」の文言を削除する。

3 適用対象工事

令和5年度中に完成した解体工事から適用する。